

足利市障害者福祉ホーム事業実施要綱

(目的)

第1条 足利市障害者福祉ホーム事業（以下「事業」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「法」という。）第77条「地域生活支援事業」に基づき、現に住居を求めている障害者に低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、足利市とする。

2 市長は、本事業の全部又は一部を法第79条第2項に規定する事業の届出をした障害福祉サービス事業者等適切な事業運営を行うことができると認められる社会福祉法人等（以下「事業者」という。）に委託することができる。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する障害者であつて、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難と市長が認めたもの（以下「利用者」という。）とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者又はこれに準じる者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、特に支援の必要があると市長が認めた者

(定員)

第4条 利用者の定員は、15人までとする。

(構造、設置基準、立地条件等)

第5条 障害者福祉ホーム（以下「ホーム」という。）の構造、設置基準、立地条件等は、次のとおりとする。

- (1) 日照、採光、換気、保健衛生、安全等について十分考慮するとともに、個人の生活を尊重し、利用者が利用しやすいように工夫すること。
- (2) 建物の面積は、利用者が日常生活を適切に過ごせるよう最低限の広さを確保すること。

(3) 利用者及び管理人が生活する上で最低限必要な設備を設けること。
(運営等)

第6条 事業者（管理人）は、次の業務を行うものとする。

- (1) 疾病等により利用者が生活に困難を生じた場合には、医療機関、福祉事務所、家族等に速やかに連絡をとるなど、利用者の生活に支障を来さない適切な配慮を行うこと。
- (2) 利用者がホームにおいて守るべき共同生活上の規律、その他必要な事項については、可能な限り利用者の意見を尊重して定めること。
- (3) 利用者の相談を受け助言に努め、利用者の健康管理、レクリエーション、非常災害対策等については、利用者の状況に応じて対策が講じられるよう配慮すること。
- (4) 特定企業の宿舎としての性格を持たないようにすること。
- (5) 家族との連絡を保つとともに、地域住民との交流に努めること。
- (6) 利用者の家族状況等について、関係機関と連絡を取り、その実態を十分に把握すること。

(規則及び書類)

第7条 事業者（管理人）は、ホームの管理、運営に関する規則を定め、管理、運営のため、次の書類等を備えるものとする。

- (1) 利用者名簿
- (2) 指導記録(日誌又は台帳)
- (3) 収支予算・決算書
- (4) 金銭出納簿
- (5) 証拠書類
- (6) その他

(職員)

第8条 ホームの管理、運営のため次の職員を置くものとする。

- (1) 管理人
- (2) 管理人の資格
 - ア 障害者の福祉の増進に熱意を有し、ホームを適切に管理・運営する能力を有すること。
 - イ 事業者と委託契約又は雇用契約を結んだ者

(利用の申請)

第9条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める足利市地域生活支援事業利用申請書を市長に提出するものとする。

(利用の決定等)

第10条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定し、別に定める足利市地域生活支援事業利用決定書

(以下「決定通知書」という。)又は足利市地域生活支援事業却下(取消)決定通知書により申請者に通知するとともに、決定した障害者等を障害者福祉ホーム利用登録者名簿に登載するものとする。

(利用登録の有効期間及び更新)

第11条 前条の規定による利用決定の期間は、当該利用決定の日から原則1年以内とする。

(利用の変更及び廃止)

第12条 利用者(保護者)は、次の各号のいずれかに掲げる事項に該当するときは、別に定める足利市地域生活支援事業利用登録変更(廃止)申請書により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更した場合
- (2) 利用者の心身の状況に大きな変化があった場合
- (3) 利用の中止をする場合

(利用の取消し)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条の規定による利用決定を取り消すことができる。

- (1) 本事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
- (3) その他市長が利用を不相当と認めた場合

(利用の方法)

第14条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、決定通知書を事業者に提示し、次の各号のいずれにも該当した場合に限り、事業者と利用に関する契約を締結するものとする。

- (1) 満15歳以上であること。
- (2) 特に問題となる行動を有していないこと。
- (3) 慢性疾患及び感染性疾患を有していないこと。
- (4) 家庭環境、住宅事情等の理由により家族との同居が困難であること。
- (5) 入居時に障害者援護施設(入所)等の施設を退所していること。

2 利用者は、本事業を利用したときは、別に定める足利市地域生活支援事業利用台帳兼負担金報告書を事業者に提示し、利用時間等の確認をする。

(利用料)

第15条 利用者は、利用料として利用者1か月当たり、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を事業者を支払うものとする。

- (1) 身体障害者 月額2,129円
- (2) 知的障害者 月額1,492円
- (3) 精神障害者 月額2,276円

2 前項に定めるもののほか、事業者は、利用者から家賃及び共益費（ホームにおける共同部門の維持管理に必要な経費として、電話代、ガス代、水道料等の光熱水費、利用者の保健福利に関する費用等の適正な原価の範囲内において利用者の負担能力を考慮して事業者が定めた額）を徴収するものとする。（利用料の減免）

第16条 市長は、利用者及び利用者と同一の世帯に属する者（利用者が18歳以上の場合にはその配偶者に限る。）が、事業の利用があった月の属する年度（利用のあった月が4月から6月までの場合には前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税を課されない者である場合又は利用者及び利用者と同一の世帯に属する者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者若しくは同条第2項に規定する要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものである場合には、前条の規定する利用料を減免することができる。

（委託料）

第17条 第2条第2項の規定により事業を委託する場合の利用者1人当たりの委託料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、第15条に規定する利用料（前条の規定が適用される場合にあっては、減免後の利用料）を差し引いた金額を事業者に対して支払うものとする。

- (1) 身体障害者 月額21,294円
- (2) 知的障害者 月額14,929円
- (3) 精神障害者 月額22,767円

2 前項の規定に基づき支払われた委託料は、本事業以外に使用してはならない。

3 事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに、市長に対し、当該月に係る委託料を請求するものとする。

4 市長は、前項の請求のあった日から30日以内に内容を確認の上、委託料を支払うものとする。

（遵守事項）

第18条 事業者は、受け入れることが可能な条件等について、利用者に対して事前説明を行わなければならない。

2 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに管理人の勤務体制を定めておかななければならない。

3 事業者は、管理人の資質向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

4 事業者は、サービス提供時に事故等が発生した場合は、市長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

5 事業者は、管理人、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を

整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

6 事業者及び管理人は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月1日から施行する。